

年金

会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・39112
ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職された方や、会社を退職された方に扶養されている配偶者の方は、国民年金への変更が必要です。

国民年金の届け出について

■手続き方法

町民税務課国保年金係の窓口で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

離職票などの退職した日付が分かる書類、印鑑、年金手帳など

■保険料額

国民年金の保険料（定額）は、月額16,340円（平成30年度）です。

■その他

退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している職場への届け出が必要です。

保険料の免除制度について

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部の保険料が免除になる制度があります。

■手続き方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を町民税務課国保年金係の窓口へ提出。

※申請が遅れても最大2年1ヵ月前までの免除申請をすることができですが、申請が遅れると万一の際に障害年金などが受け取れない場合や、退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合があり、速やかに申請してください。

■手続きに必要なもの

国民年金保険料免除・納付猶予申請書（町民税務課国保年金係窓口やホームページで取得できます）、年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格者証の写しなど



国保

退職、就職などで保険が変わった場合 14日以内に届け出が必要です

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・39113

退職などで国保に加入するときや、就職などで社会保険（国民健康保険組合含む）に加入して国保をやめるときは届け出が必要です。

■国保に加入する場合

退職などをしたときに発行される証明書（資格喪失連絡票など）で日付を確認し、国保加入の手続きをします。退職前に国保加入の手続きはできませんのでご注意ください。

■国保をやめる場合

就職などで社会保険証が発行された後に、国保をやめる届け出を行ってください。届け出が遅れると国保税と保険料が二重に課される場合があります。

■その他

社会保険などに加入後、国保の保険証を使って医療を受けてしまうと、町が負担した医療費を返還していただくこととなります。必ず受けた医療機関に保険証が変わったことを伝えてください。

■必要書類など

どんなとき	届け出に必要なもの
例 ・職場の健康保険などをやめたとき ・扶養から外れたとき	①印鑑（スタンプ印は不可）、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失連絡票など） ②世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの ③60歳以下の方は年金手帳など、基礎年金番号が分かるものをお持ちください。 ※②、③が不明な場合は、①のみ持参ください。
例 ・職場の保険に加入したとき ・扶養に入ったとき	①印鑑、新たに加入した全員の社会保険証など ②国保の保険証（他の健康保険に加入した方全員分） ③世帯主および国保をやめる方の個人番号が分かるもの ※③が不明の場合は、①および②を持参ください。

引換 芝山町指定ごみ袋 無料引換券の使用期限について

☎ まちづくり課環境下水道係 ☎ 77・3908

広報しばやま（平成30年9月号、11月号、平成31年2月号）にてお知らせしましたが、無料引換券は「平成31年3月31日までの使用期限」となっております。

使用期限が切れた引換券は無効となりますので、早めに所定の引換場所にて引き換えを行っていただきます。 （詳細については、広報しばやま平成31年2月号をご確認ください）

■平成31年3月31日 まで有効



資産 土地・家屋価格等縦覧帳簿と固定資産税課税台帳 縦覧・閲覧は4月1日から

☎ 町民税務課 課税係 ☎ 77・3915

縦覧と閲覧の際に行う本人確認には、マイナンバーカードや運転免許証などが必要です。また、代理人の方は必要書類をご確認の上ご来庁ください。

縦覧

自己所有資産の評価額が適正であるか確認をしていただく制度です。その趣旨から外れる場合は、お断りすることがあります。

■期間 4月1日(月)～5月7日(火)（土・日・祝祭日を除く）

■場所 役場町民税務課課税係

■手数料 無料

■縦覧できる方

- ① 町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族
- ② 納税管理人

閲覧

「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認するもので、本人の所有する物件のみ閲覧できます。

■期間 通年

※平成31年度分は4月1日(月)から（土・日・祝祭日を除く）

■場所 役場町民税務課課税係

■手数料 縦覧期間中は無料（その他の期間は有料）

■閲覧できる方

- ① 町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族
- ② 納税管理人
- ③ 借地人および借家人
- ④ 固定資産を処分する権利を有する方

縦覧・閲覧に必要なもの

- ・ 納税義務者の本人確認書類
- ・ 代理人の場合は委任状と、代理人の本人確認書類
- ・ 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状
- ・ 借地人や借家人などその他の場合は、閲覧する権利を有することがわかるものと、申請者の本人確認書類
- ・ 印鑑

※本人確認書類：マイナンバーカードや運転免許証など